

いじめ防止基本方針

令和3年4月15日改定

富士南小学校

目次

- 1 学校における組織的な対応について
 - (1) いじめ問題に取り組む体制の整備・・・・・・・・・・ p. 3
 - (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ・・・・・・・・ p. 4
 - (3) 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
 - (4) 教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・・・ p. 7
- 2 未然防止
 - 未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
- 3 早期発見
 - (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・・ p. 8
 - (2) 早期発見のための手立て・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8
 - (3) 相談しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9
- 4 早期対応
 - (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ・・・・・・・・・・ p. 9
 - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・・・ p. 10
 - (3) いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10
- 5 ネット上のいじめへの対応
 - (1) ネット上のいじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11
 - (2) 未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 12
 - (3) 早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 12
- 6 いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

1 学校における組織的な対応について

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組みます。

① 学校いじめ対策組織の設置について

- いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられています。
- 学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにします。
- 構成員は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、主幹教諭・主幹教諭、生徒指導、学年主任、養護教諭、学級担任、事案に関わる教職員とします。
- 緊急時には、上記の構成員に加え、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、PTA代表等の第三者的立場の方などで対応します。
- 会議は年間計画に基づいて定期的に行い、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。
- 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。
 - ・ いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
 - ・ 児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき
- いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します。

② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付け、計画的に取り組みます。

【学校いじめ対策委員会】（月1回程度）

いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。

【職員会議】

年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認し、全職員で共通理解を図ります。また、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

【教育相談】

年2回以上教育相談を実施します。

【いじめアンケート】

計画に基づいて年2回以上実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。

【校内研修】

SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施します。

(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

- いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。
- いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証します。そのことが再発防止につながるのと同時に、新たな事実が明らかになる可能性があるためです

(3) 重大事態への対応

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査を開始します。

② 重大事態の取扱いについて

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

組織的対応

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

- ・他の児童からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童の言動から気になった
- ・児童や保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・養護教諭、SC等から情報を聞いた

抱え込まない

個人で判断しない

2 情報収集

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導

教頭

校長

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

招集
指揮

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

適宜連絡

保護者

※複数対応

職員会議

情報共有

事案の状況により、構成員を再編成

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導
- ・各学年主任
- ・養護教諭
- +
- ・該当クラスの担任
- ・関係する教職員

4 方針の決定

即日中に対応する

事実関係の把握・調査

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW
指導主事派遣

教育委員会

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- ・こども家庭課
- ・児童相談所
- ・富士警察署
- ・医療機関
- 等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

(4) 教育委員会や関係機関との連携

① 教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。
- 以下のような事案は、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

ア 重大事態

イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

ウ 被害児童生徒にとって深刻ないじめ

2 未然防止

未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定していきます。

② 児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

- 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組を進めていきます。
- 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組を推進していきます。

③ 児童生徒の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解を図ります。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係の構築に努めます。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育てていきます。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みしめる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていきます。
- 特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行なっていきます。

④ 児童生徒を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくために、学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
- SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付け、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

3 早期発見

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている
 - ・ 無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
 - ・ 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。
 - いじめられている本人からの訴えは少ない
 - いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。
 - ネット上のいじめは最も見えにくい
 - ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。
- 以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの関わりを大切にします。

(2) 早期発見のための手立て

① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やします。

② 連絡帳などの活用

- 連絡帳を活用し、保護者と連携しながら、児童を支えていきます。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応をしていきます。

③ 教育相談

- 児童を対象にした教育相談を年2回以上実施します。
- 教育相談を行う際、相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との相談体制を作ります。

④ アンケート

- いじめに関するアンケート（保護者対象・児童対象）を計画的に年2回以上実施し、現状把握に努めます。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行います。

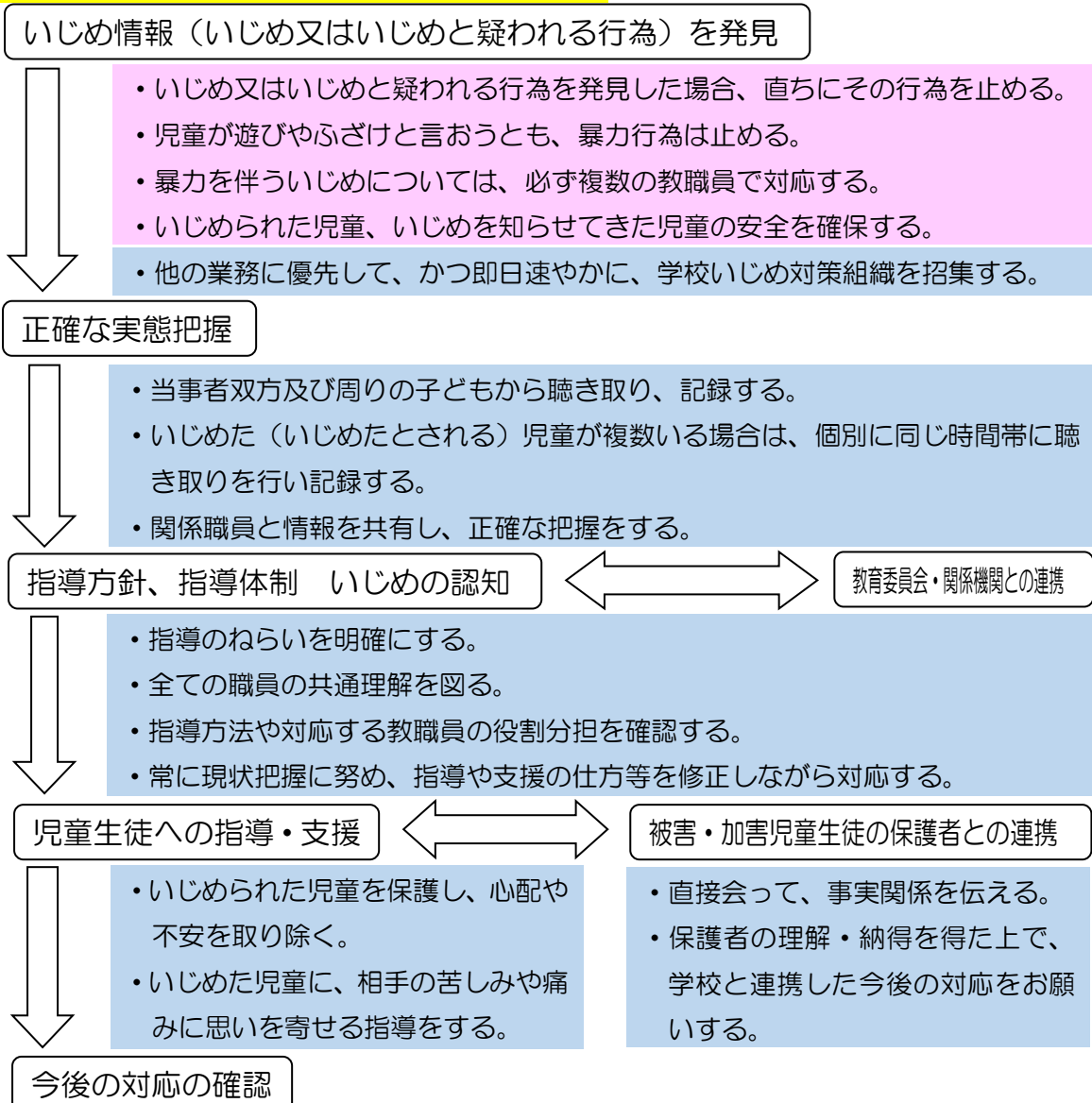
(3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声かけを行い、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。
- 必要に応じてスクールカウンセラーを活用していきます。

4 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。
- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等はいじめられている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

<児童への支援>

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

<保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

＜児童への指導・支援＞

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 児童生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。

＜保護者への対応＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。
(いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

5 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っています。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要です。

学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。
- 児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていきます。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談してください。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝えます。

①事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認します。
- イ 児童生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。
- エ 被害にあった児童生徒と書き込み等を行った児童生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った児童生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定します。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認していきます。